

基本施策 2

男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援

【施策統括課：市長室 主な関係課：子育て支援課】

<現状と課題>

- 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」のことをいいます。(男女共同参画社会基本法第2条)
- 国立市では、男女平等と男女共同参画社会の実現に向け、取り組むべき課題や社会情勢の変化等から生じた課題に対応するため、これまで四次にわたり「男女平等推進計画」を策定してきました。平成28(2016)年3月には次期計画である「(仮称)国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画」(計画期間：平成28(2016)年度～35(2023)年度)を策定し、また、平成28(2016)年度には、(仮称)男女共同参画条例の制定に向けて取り組むこととしています。今後も男女もしくはLGBT¹等の性別に関わらずだれもが自由に生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けた施策展開が必要です。
- 女性のライフスタイルの変化、家族形態の変化により、離婚問題や暴力を含めた家庭の問題、健康上の問題、子育ての相談、ひとり親家庭の貧困の問題など、多種多様な困難な問題による相談が寄せられています。
- あらゆる女性が、いきいきと安心して自立して生活していけるように、資格取得や就労支援等を含めた、女性の複合的な相談に対応する体制づくりが、今後の課題となっています。
- また、地域で生活する女性の自立を支援するため、民間団体等と連携しながら支援のあり方について検討しています。今後、民間団体との協力も得ながらより効果的な制度を目指して協議を重ね、支援拠点の整備を含め、国立市に即した女性の総合相談支援体制を構築していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

性別に関わらず、多様な生き方を自由に選択することで、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。

基本施策2

男女共同参画社会の実現と
女性への総合的な支援

展開方向1

男女共同参画社会の実現

展開方向2

女性の自立に向けた支援

¹ LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)とは、レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の方々の総称を表す頭字語(頭文字をつづり合わせて作った言葉)。

<展開方向 1 : 男女共同参画社会の実現>

【目的】

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、市民がお互いに協力しながら支え合える男女共同参画社会を目指します。

【手段】

- ◆男女平等意識の醸成を図るため、市民や企業向けに啓発事業を行うとともに、市民に対する積極的な情報提供を行います。
- ◆男女平等意識に関する児童・生徒への意識啓発及び教職員への意識啓発・指導力向上を図るため、教育における啓発事業を推進します。
- ◆啓発活動等を通して、家庭・地域生活・職場等におけるワークライフバランスを推進することで、多様な働き方や生き方を選択し、実現できるようにします。
- ◆男女の別を超えて多様な「性」を認め合う社会を目指し、当事者の意見を丁寧に聞きながら、LGBTの方々への支援を推進します。
- ◆男女平等と男女共同参画社会の実現を目標として、(仮称)男女共同参画推進条例を制定します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
男女の役割が平等だと思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	43.6 (H26年)	48.0	53.0
社会参加機会の男女比が適切だと思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	28.2 (H26年)	32.0	36.0

<展開方向 2 : 女性の自立に向けた支援>

【目的】

地域で生活する女性一人ひとりの実情に対応し、女性への総合的な相談支援体制を構築することで、女性のエンパワーメントを促進し、地域における女性の経済的・社会的な自立を推進します。

【手段】

- ◆地域で女性支援を行っている民間事業者等とも協力しながら、女性の相談支援に関するニーズを調査・研究します。
- ◆複合的な要因により、経済的困難等を抱えたり、差別を受けやすい女性の自立支援を行うため、女性が簡単にアクセスすることができる男女共同参画拠点等の必要な機能を整備します。
- ◆あらゆる暴力を排除するため、関係機関とも緊密に連携しながら、DV(ドメスティックバイオレンス)防止支援をはじめとした相談支援体制を確立します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値	
				H31年	H35年
DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった(できなかった)市民の割合	%	国立市男女平等及び人権に関する市民意識調査	38.5 (H27年)	28.0	18.0
市内における女性の相談支援拠点(アクセスポイント)の箇所数(民間含む)	箇所	同左	1 (H27年)	3	5